

**稲沢市資源とごみの分別辞典共同発行事業に係る
公募型プロポーザル実施説明書**

1 事業の趣旨

家庭ごみの適正な分別及び排出により、ごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、ごみの分別方法や出し方等を掲載した「稲沢市資源とごみの分別辞典」（以下「分別辞典」という）を、稲沢市（以下「本市」という。）と民間事業者等が共同で発行する。

2 事業の概要

- (1) 事業名 稲沢市資源とごみの分別辞典共同発行事業
- (2) 発行時期 令和6年2月中旬（予定）
- (3) 費用負担 分別辞典を共同発行する事業者は、分別辞典の発行及び配布にかかるすべての費用を負担し、市は一切の費用を負担しない
- (4) 分別辞典の仕様 詳細は別紙仕様書のとおり

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 募集開始時点から、選定結果通知までの間に、稲沢市入札者心得書第3条による指名停止の期間がないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税を完納していること（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす）。
- (5) 稲沢市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

4 スケジュール

公募に係る日程は次のとおりとする。

項目	日程
プロポーザル実施の公表	令和5年7月3日（月）
質問書の受付期間	令和5年7月3日（月）から 令和5年7月10日（月）午後5時まで
質問書回答	令和5年7月18日（火）（予定）
企画提案書類の受付期間	令和5年7月24日（月）から 令和5年7月31日（月）午後5時まで
選定結果通知	令和5年8月10日（木）
協定の締結	令和5年9月上旬（予定）

5 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書（任意様式・様式2） 6部
正本1部・副本5部とし、それぞれに社名を記載すること。
- ウ 会社の概要がわかるパンフレット等 1部
- エ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部

(2) 企画提案書に記載する事項

- ア 共同発行业務についての考え方、方針（任意様式）
- イ 事業実施体制（様式2）
- ウ 同種または類似業務の実績を示す資料（任意様式）
業績実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。
- エ 事業スケジュール（任意様式）
納品までのスケジュールを提案すること。
- オ 分別辞典の内容提案（任意様式）
総ページ数、全体構成、表紙デザイン、目次見本、廃棄物分別情報見本、ごみ減量化または環境保全情報見本を5ページ程度で提案すること。
- カ 広告掲載予定数及び広告募集計画（任意様式）

(3) 提出先

〒492-8391 稲沢市中野川端町74番地
稲沢市経済環境部資源対策課 循環推進グループ（稲沢市環境センター内）

(4) 提出期限

令和5年7月31日（月）午後5時

(5) 提出方法

持参または郵送による（郵送の場合は、提出期限までに必着とする）。

(6) 提出書類の取扱い等

- ア 提出された企画提案書類は、本プロポーザルにおける共同発行业務候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出された企画提案書類は返却しない。
- ウ 企画提案書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(7) その他

- ア 1者につき1案とする。
- イ 提出期限後は提出された企画提案書類の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- ウ 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

6 実施説明書、仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月10日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。なお、件名は「稲沢市資源とごみの分別辞典共同発行业に関する質問（事業者名）」とし、本市経済環境部資源対策課に電話での受信確認を行うこととする（電話番号0587-36-0135）。

(3) 提出先

kankyo@city.inazawa.aichi.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、ホームページでまとめて公表する。

(5) 回答予定日

令和5年7月18日（火）

7 審査方法及び評価基準

(1) 審査方針

本市職員で構成する審査委員会において、企画提案書に対する審査を行う。最も優れている提案者を共同発行业候補者として選定し、協定締結に向けた手続きを行う。

(2) 評価基準

評価基準は以下のとおり。

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	事業への理解度	共同発行业の意義、分別辞典発行の趣旨への理解度を評価	5
2	業務実施体制	実施体制（適正な人員配置・実務経験等）を評価	10
3	業務の実施手順及び工程	スケジュールの実現性を評価	10
4	デザイン・レイアウト	見やすく分かりやすいデザインとなっているか、ごみ減量施策への理解を深める内容となっているかを評価	15
5	同種業務の実績	同種または類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているかを評価	10

総合計 審査委員1名あたり50点×5名=250点

(3) 審査方法

ア 審査は書類審査により行う。

イ 提案者が1者の場合であっても、審査を実施する。

ウ 審査委員5名の持ち点合計の6割（150点）を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から共同発行业候補者を選定する。

エ 最高得点者が2者以上あった場合は、「デザイン・レイアウト」、「業務実施体制」、「同種の業務の実績」の順で評価点が高い者を共同発行业候補者として選定する。

(4) 審査結果

令和5年8月10日（木）までに、ホームページにて公表するとともに、企画提案書類を提出したすべての者に、電子メールで通知する。

なお、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

9 協定の締結

- (1) 共同発行业務候補者として選定後、本市と共同発行业務に係る協定を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、最低基準点以上の点数を得た提案者のうち、順位の高い者から順に協議を行い、共同発行业務候補者を決定する。
 - ア 共同発行业務候補者として決定した者が協定の締結を辞退したとき。
 - イ 協定締結時まで上記「3 参加資格」を欠いていることが判明したとき。
 - ウ 協定締結時まで上記「8 提案の無効に関する事項」に該当することが判明したとき。
 - エ 協定の締結に向けて必要な協議が不調に終わったとき。
 - オ その他やむを得ない事情で締結に至らなかった場合。

10 辞退

企画提案書類の提出後、何らかの理由により公募への参加または協定の締結を辞退する場合は、その事由を示した辞退届出書（任意様式）を速やかに提出すること。